

「連携・協力」の論点整理

1 「町外の人々との連携・協力」について

(町外の人々との交流及び連携)

町民、議会及び行政は、住みよい豊かな美瑛町をつくるため、社会、経済、農業、観光、環境等様々な分野において、町外の人々との連携及び協力を図ります。

2 町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流を図るとともに、そこから得られた知恵や情報をまちづくりに活かすよう努めます。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・美瑛町では、既に町外の民間企業や大学等と連携し、様々な活動をおこなっているところです。今後のまちづくりにおいても欠かせない要素であるため、第1項に規定しています。

・第2項では、国際的な視点を養うために、外国人住民や外国人観光客等との交流を推奨し、得られた知恵や情報をまちづくりに活かすように努めることを規定しています。

2 「広域連携」について

（国及び道との連携及び協力）

議会及び行政は、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえ、互いの役割分担を明確にし、効率的な行政運営や課題の解決のため、連携及び協力を図ります。

*とりにあえず仮置き

【専門部会では】

・効率的な町政運営や課題の解決のためには、国及び道との役割分担を明確にする必要があります。第1項では、国及び道との役割分担を明確にしたうえで、連携及び協力を図ることを規定しています。

（他の地方自治体等との連携及び協力）

議会及び行政は、広域的な課題や共通する課題を解決するため、他の地方自治体等との連携及び協力を図ります。

*とりにあえず仮置き

【専門部会では】

・美瑛町では、「日本で最も美しい村」連合における取り組みや旭川大雪圏域連携中枢都市圏に係る連携協約の締結、一部事務組合による一部行政サービスの共同提供など、他の市町村との積極的な連携及び協力を行っているところです。今後も、広域的な課題や共通する課題等を解決するためには、近隣市町村や他地域の市町村との連携及び協力を推進する必要があるため規定しました。